

# 第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース 51号

発行：2015年12月16日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~wu9m-situ/>



## 最高裁の取り組みについて

弁護士 石黒 康 仁

1

最高裁へ上告  
2015年7月30日に言い渡された東京高裁判決に対して、自衛隊機・米軍機の飛行差止めを求めていた原告らは、8月11日に最高裁に対して民事訴訟、行政訴訟の双方について上告及び上告受理申立をおこなった。なお、国側も8月12日に上告をしている。

上告は、主として原判決に「憲法解釈の誤り」や「憲法違反」があるときに認められる。上告受理の申立とは、上告理由とは別に原判決に「最高裁の判例と相反する判断」あるいは「法令の解釈に関する重要な事項」について判断の誤りがある場合などに認められ、その申立に対して最高裁が上告審として事件を受理することを決定したときに、上告があったものとみなされる。このように上告理由もそれぞれ別々となる。

2

高裁判決の問題点  
ご承知の通り、東京高裁判決は、原告らの損害賠償請求及び将来請求の飛行差止めを認容したが、航空機において自衛隊機の夜間早朝（22時から翌朝6時まで）の飛行差止めを認め、横濱地裁一審判決を維持したものの、米軍機の飛行差止めについては、行政訴訟においては米軍に対する行政処分は存在しないと判断し、また民事・行政訴訟のいずれにおいても米軍機は日本の支配の及ばない第三者であったと裁判による差止めを請求することは出来ないとする。第三者行為により請求が退けられた。

原告ら住民が騒音被害として強く訴えるのは、上空を我が物顔に飛び回る米軍機によってもたらされる被害であり、厚木基地周辺住民の「静かな空を返せ」という訴えは、米軍機の差止めなくして実現されるものではない。弁護団の上告・上告受理申立も、この米軍機の飛行差止めを置き様々な角度から理由付けをおこなっている。

3

憲法で認められた権利の侵害  
これまで一審、控訴審を通じて憲法違反を前面に押し立てて主張をすることはなかったが、上告にあたっては法律審としての最高裁の性格上、憲法13条（1項）「すべて国民は個人として尊重される」、25条（1項）「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、32条（何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない）などに違反することを積極的に主張している。

これまで40年以上にわたる裁判の中で、基地騒音が受忍限度を超えたり返されてきたにもかかわらず、侵害行為の差止めを認めず、騒音被害を放置し、回復困難な精神的・身体的不利益、身体被害を与え続けていることは、憲法で保障された基本的人権、なかでも個人の尊厳から導かれる人格権、平穏生活権（憲法13条）、また健康で快適な生活を維持するために良好な環境が享受されなければならないという環境権（憲法25条）が、侵害されているのである。

また、憲法で保障された権利は、裁判上の救済を受けることによる具体的権利であり、司法により侵害行為の差止めを認めずこれを放置することは、司法による救済の道を閉ざすものであり、まして行政訴訟における判断の中で、米軍機の差止めについて行政処分が存在しない、また国の支配の及ばない第三者の行為であるとして、周辺住民がこれを差し止める法的手段を全て否定したことは、明らかに原告らの裁判を受ける権利（憲法32条）を侵害するものである。

4

上告審の手続  
上告・上告受理の申立理由は、最高裁が定める期限内に理由書を東京高裁に提出しなければ、高裁段階で上告・上告受理申立が却下されてしまうことになり、その期日は12月4日と指定され（本来は上告提起通知書の送達を受けてから50日と規定で定められているが、何とか粘っても多少延長してもらおう）、弁護団としてもタイトな日程の中で、ようやく期限内に書き上げて提出したところである。なお、補充の書面について必要に応じて提出する予定である。

なお、最高裁は前述の通り法律審であって事実審ではないとされており、事実関係については、1審、2審で調べられた証拠に基づいて認定事実を前提にしており、改めて証拠調べをするというわけではない。あくまで原判決が憲法に違反するか、憲法解釈を誤っていないか、重要な法令解釈を誤っていないかという観点から判断することになる。上告に理由ありと認められた場合でも、新たに事実認定を必要とする場合には、原判決を破棄して原審差し戻しとなる。既に原判決で認定された事実で十分判断できるというのであれば、破棄差し戻しではなく、原審判決を破棄して、別途判決を言い渡すこととなる。

私たちが最高裁に求めているのは、破棄自判である。民事訴訟を不適法とした平成5年最判の変更、米軍機飛行差止めを認めない従来の法令解釈の変更である。この場合、最高裁は弁論を開き、当事者の意見を聞くことになり、弁護団は、このときのために日米地位協定の解釈などについて、更なる意見書の作成に向けて学者・研究者との連携を強めていきたいと考えている。

最高裁判決の時期については確たることは無いが、通常であれば5年ほど先、場合によっては3年ほどで言い渡される可能性もある。

5

引き続き原告ら全員で取り組み  
今後、弁護団としては、前述の通り上告理由等の補充、法解釈などについて学者等の連携をしていくことになるが、原告ら個人個人の訴え向かっての活動が、高裁判決をもって決まってしまうという状況では決してない。

自衛隊機・米軍機の飛行差止めを求め、最高裁での闘いは、書面上の当事者として一定数の差止原告として特定されているが、彼らは当初より原告らの代表という立場で訴えを進めており、今後ともその立場には変わりがない。東京高裁で過去分の損害賠償請求が認容されたことで、原告としての役割が終わったという点については、高裁が認めた将来請求については、損害賠償に関してはまだまだ原告全員が当事者となっている。引き続き、皆さんが、一致団結して最高裁判決勝利に向けて取り組みたい。

## 恒例

### 2016新春の集いに参加しよう

とき：2016年1月17日（日）12時～  
ところ：大和市生涯学習センター（207号室）  
会費：お一人様 2,000円 「当日徴収」  
申込：各支部/支部長又は幹事まで  
締め切り：申込締め切りは1月12日（火）まで  
内容：①最高裁取り組みの報告（弁護団）  
②お楽しみ大抽選会豪華賞品有り  
最後まで列席の方に限る  
もれなく全員に記念品あり



# 【最高裁へ向けて、万全の態勢を】

## 臨時代議員総会で最高裁の闘い 損害賠償の過去分精算を確認

団長代行・金子豊貴男



10月11日午前、訴訟団の臨時代議員総会が開かれ、7月30日の東京高裁判決を受けて提起した、今後の最高裁での闘い、確定した損害賠償金・過去分の支払いについての議案は全て承認されました。各支部選出の代議員の皆さん、役員の方皆さん、来賓の皆さんに注目され、意見をお寄せいただいた、そして、何よりも、この間の裁判闘争にご参加された多くの原告会員の皆さんに心より、感謝しあげます。また、大変残念な報告ですが、藤田栄治団長が、9月7日に亡くなられましたので、藤田団長の遺志をついで、みんなで最高裁の闘いに頑張る決意を申しあげました。

- 1、原告団の事務所や役員体制は継続し、弁護団とも連携して運動を進める。
- 2、原告団費は過去分の損害賠償金で一旦整理し、今後の運動期間を概ね5年間と想定して必要な活動資金を損害賠償金より確保し、原告団費は今後徴収しない方向とする。裁判が長期化する場合は、定期代議員総会で協議する。
- 3、確定した損害賠償金の過去分については、以下の2号議案のように精算し、今後の必要経費もその中で確保する。
- 4、飛行差し止めの闘いに勝利するため、全国の爆音訴訟団の闘い、支援団体との連携を強めていく。第2号議案は、損害賠償金（過去分）の支払いについて（金額等は割愛しました。）

### [1] 損害賠償金精算の基本的考え方と内容

- 1、損害賠償金（過去分）について高裁判決に基づいて確定した過去分の損害賠償金は、弁護士費用などを差し引いた受取額となります。
- 2、必要経費の徴収と原告会費の返却について必要経費として、この間の訴訟に要した諸経費、原告会費返済費、及び今後の裁判継続費用等、損害賠償金より徴収させていただきます。
- 3、今後の必要経費を勘案し、かつ原告の公平を期すため、損害賠償額の一部8.5%を徴収させていただきます。

- 1、今後の必要経費を勘案し、かつ原告の公平を期すため、損害賠償額の一部8.5%を徴収させていただきます。
- 2、これまで世帯代表から納入していただいた原告会費は、賠償金支払いの公平性と事務作業をスムーズに行うため、全額返却します。

今後の取り組みを整理すると  
 (1) 米軍機の飛行差し止め — 民事訴訟・行政訴訟で原告団の代表原告による取組み  
 (2) 自衛隊機の飛行差し止め — 民事訴訟・行政訴訟で原告団の代表原告による取組み  
 (3) 損害賠償の内、国が上告した将来請求分 — 全原告による取組み  
 (4) 確定した損害賠償の過去分についての精算  
 主な課題は以上の4点となります。

三次訴訟の高裁判決とは違い、今回は最高裁での闘いに勝利するための運動と財政が必要となります。したがって、今後、最高裁での活動を進めるための体制作り、活動資金の両面を考慮して、基本的考え方を提起します。  
 1、最高裁の闘いを5年として運動の継続を図る。

- 3、今後の原告会費は必要経費として一括徴収させていただきます。2016年以降は徴収しません。
- 必要経費の内訳について  
 (1) 徴収する必要経費の主な内訳は、①清算費用、②支払い調整費用、③今後の裁判継続費用、④裁判終了時の事務経費、⑤予備費

- 3、事務局は返送された書類を点検のうえ、振り込み事務を依頼した中央労働金庫座間支店に送付し、労働金庫座間支店から各原告名義の指定口座に賠償金が振り込まれます。
- 12月21日から支払いが行なわれることになる予定です。



## 岩国爆音訴訟判決支援報告

参加報告：野口豊



10月15日午前11時開廷、判決が言い渡される。岩国地方裁判所前には支援者や原告の人たちが集まり開廷時間を待つ、午前10時30分傍聴券の抽選が行われ、開廷10分前に原告や支援者らが隊列を組んで裁判所を一周して原告だけが法廷に入ると

いうパフォーマンスを行った。12時30分判決内容について、(岩国市福祉会館2階ホールに移動)して報告集会が行われた。岩国の騒音を巡る判決は初めて、飛行場周辺654名で提訴、岩国飛行場を離発着する米軍機及び自衛隊機の発する騒音等により各種の被害を受けていると主張して、いずれも民事訴訟の手続きにより、①米軍機及び自衛隊機の夜間早朝における離発着等の差し止め ②米軍機の横須賀海軍施設を母港とする空母艦載機の離発着差し止め、③民事特別法2条等に基づく損害賠償を求めるとともに(第1次事件、第2次事件)、上記原告らのうち28名が、④米軍機である垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの離着陸等の差止を求める(第3事件)という事案です。

原告らの居住区域		慰謝料の基準月額	
		新滑走路運用前 (A期間及びB1期間)	新滑走路運用後 (B2期間)
W値75区域	東地区、通津地区及び由宇地区	4,000円	4,000円
	川下地区、麻里布地区、今津・山手地区、愛宕地区及び灘地区	4,000円	0円(請求破棄)
W値80地域		8,000円	4,000円
W値85地区		1万2,000円	8,000円
W値90以上		1万6,000円	1万2,000円

飛行差し止めは認めず、騒音では賠償命令、滑走路が沖合に出されたことにより騒音の被害は減少されたとし、従来の民事訴訟に沿った内容で過去の被害のみに後退した内容です。住宅防音工事を施工した居室がある場合は室数にかかわらず一律10%を減額というものです。14時30分報告集会終了、

岩国判決を受け10月16日、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議事務局長会議が岩国訴訟団事務所で開催されました。会議では、全国の基地訴訟で積み上げてきた賠償基準に沿う賠償額が認定されたことを評価しつつ、全国基地の共通課題である「飛行差し止め」の実現に向け、①厚木と岩国の判決を踏まえ、年内を目途に政府交渉を行う、②諸外国の地位協定の研究を進め日米地位協定の改訂に向け作業グループを作ることを決定しました。

## 12.5神奈川集会



「米軍機の飛行差し止め!オスプレイは米国に撤退しろ!」をメインスローガンとした集会が12月5日(土)に14時から海老名市東柏ヶ谷近隣公園で開催され、約300名が参加しました。この集会は厚木爆音・第四次訴訟団・県央共闘・神奈川平和運動センターの共催で開催され、平和を願う人々、基地撤去を求める人々が「オスプレイ飛来反対」「厚木爆音訴訟勝利」「沖縄新基地建設反対」などの声を強く上げました。12月3日に原子力空母ロナルド・レーガンが横須賀港に帰港し、基地周辺では米軍艦載機の爆音が数日前から激しくなっており、第四次訴訟で「騒音は受忍限度を超え違法である」、との判決が出ているにもかかわらず相変わらずの住民を無視した飛行で怒りも高まっていました。

集会の司会は第四次訴訟団の相澤事務局長が務め、横田や静岡、沖縄など各地で反基地闘争を闘う仲間からの現地報告を受けました。それぞれオスプレイの飛来や沖縄における米軍の無法を糾弾する発言が相次ぎました。集会の後、厚木基地まで訴訟団の宣伝カーを先頭にデモ行進を行いました。基地正門前で飛行爆音やオスプレイに対する抗議文を米軍基地関係者に渡そうとしましたが、通告してあったにもかかわらず、なかなか担当者が出てこず、一時騒然とする場面もありましたが、無事抗議文も手渡し、この日の集会を終えました。

# 嘉手納訴訟団の研修会に参加

団長代行：金子ときお

11月28日、沖縄・嘉手納基地爆音訴訟団の原告研修会に呼ばれ、講演、会場は「沖縄市の教育会館ホール」嘉手納原告団の役員200名が集まり、5時ごろから私の報告、第四次厚木基地爆音訴訟の東京高裁判決の報告や、神奈川の基地の現状について、スライドを使いながら神奈川での取り組みを1時間強行いました。質問も出され、交流もでき大変有意義な研修会でした。研修会終了後、嘉手納の皆さんとの交流、翌日は東村・高江のヘリパッド建設阻止の9年間続けている座り込みテントを訪問・激励、交流もしてきました。

東村・高江はヤンバルとよばれる亜熱帯森林のなかにある約160人の住民が暮らす小さな集落。この集落をかこむように米軍のヘリパッド（ヘリコプター着陸帯）を6つ作る工事がはじまっている。高江は米軍のジャングル訓練センターの真横にあり、実際は訓練センターの中に高江があるかのように感じているとのこと。

ヘリパッドが増設され、これ以上ヘリが飛んだら、しかも新型機オスプレイが飛んだら、高江に人が住めなくなる！と考えた高江の住民が、『自分の家で普通に暮らすため』に、2007年7月から工事現場の入り口で、非暴力の抗議 説得活動として座り込みを始めました。

国や村当局が国有地へのテント設置を妨害するので、昨年2014年にN-4というヘリパッドができてしまったが、その後もテントを今の場所に移して、座り込みを続けている。県道の道路側溝の蓋は木材の板を並べたもので、車をその上に止めると折れてしまうような感じで、国や村当局の妨害もあの手この手だと思いました。

高江の座り込みの皆さんに持っていった（羽田で買った）区分航空図・沖縄編を見せ、嘉手納の役員も交え今後の高江や辺野古の航空路がどうなるかも話し合い、有意義な意見交換もできました。

## 【原告団活動日誌】

8月11日	飛行差し止め 最高裁へ上告 /原告団ニュース49号発行
8月12日	第1回実務作業委員会
8月20日	第2回実務作業委員会 / (オスプレイ4機 厚木基地着陸)
8月21~28	オスプレイ監視行動(基地北側県道沿い)
8月22日	戦争法案を廃案に！神奈川集会(やまど公園) 参加
8月25日	第3回実務作業委員会
8月31日	(オスプレイ2機 岩国へ) / 9月2日(オスプレイ2機 岩国へ)
9月1日	精算業務委員会
9月3日	弁護団会議
9月7日	(藤田栄治団長 逝去 通夜9/11・告別式9/12) / 平和センター幹事会 参加
9月8日	上告委任状 原告宅送付(2,290通)
9月10日	(オスプレイ2機 厚木基地着陸→1時間後 岩国へ)
9月11日	オスプレイ飛来 抗議行動(厚木基地正門前)
9月16日	精算業務・実務作業委員会
9月20日	高裁判決説明会(大和学習センター) / 役員会
9月26日	(オスプレイ3機 厚木基地着陸)
9月28日	弁護団会議 / (オスプレイ1機 厚木基地へ着陸)
10月1日	事務局打ち合わせ / (原子力空母ロナルド・レーガン 横須賀基地入港)
10月2日	ロナルド・レーガン配備反対横須賀集会 参加 / (オスプレイ4機岩国へ)
10月5日	原告団ニュース50号発行(臨時代議員総会議案書)
10月7日	オスプレイ飛来 抗議行動(厚木基地正門前、南関東防衛局)
10月10日	県央ピースフェスティバル 参加
10月11日	臨時代議員総会(大和市勤労福祉会館)
10月13日	高裁判決・上告説明会(渋谷学習センター)
10月15日	岩国訴訟地裁判決 参加 / (ロナルド・レーガン 横須賀基地出港)
10月19日	役員会議
10月20日	弁護団会議
10月21日	弁護士打ち合わせ / 労金打ち合わせ
10月25日	オスプレイ横田配備に反対する東京集会 参加(多摩川中央公園)
11月2日	承諾書兼振込依頼書 原告宅送付(2,328通)
11月9日	弁護団会議
11月10日	平和センター幹事会 参加 / 東日本連絡会議 参加
11月11日	県央共闘幹事会 参加
11月14日	委任状 個別訪問(弁護士、事務局) / 護憲大会 参加(青森県)
11月17日	委任状 個別訪問(弁護士、事務局)
11月24日	弁護団会議
11月26日	役員会議 / 労金打ち合わせ
12月4日	第1回振込分 計算センターへ送付(5,420通)
12月5日	米軍機の飛行差し止め、オスプレイ撤退！神奈川集会 参加(東柏ヶ谷近隣公園) / 弁護士打ち合わせ

## お知らせ

事務所年末年始お休みのお知らせ  
2015年12月26日(土)  
~2016年1月4日(月)

# 第52回護憲大会報告

参加報告：山村充夫



11月14日から全国1800名の参加者を集めて第52回護憲大会が青森市で開催され、神奈川代表団の一員として、第四次訴訟団からも私と大和第6支部長の住中さんの2名が参加しました。大和から青森まで東北新幹線を利用して約5時間の長旅でしたが、無事到着。小雨模様でしたが、あまり寒さを感じず、青森市文化会館の開会式に臨みました。オープニングでは地元の皆さんによる津軽三味線の演奏で迎えられ、活気づきました。主催者の平和フォーラム代表、福山真劫さんから「安倍政権に負けてたまるか。総がかり運動として貧困、格差の問題に取り組む。そのために野党共闘を実現させよう」と力強い挨拶を受けました。続いてのシンポジウムでは鎌田慧さんなど4人のパネリストから戦争法案に反対してきた国会前の集会、総がかり行動や安倍の言う積極的平和主義は欺瞞で、政治学者のヨハン・ガルトングが提唱した「積極的平和」と字面が似ているが、全くの別物で、真の積極的平和主義は、対話で貧困や格差をなくし、争いの基をなくすことだといっており、武力で抑制力を強くするものではないと話されました。

私たちが第四次訴訟団は厚木基地の爆音、飛行機事故の危険を訴え、究極的には基地撤去を求めて闘っていますが、その壁となっているのが日米安保であり、地位協定です。爆音による被害の損害賠償は裁判で勝ち取っていますが、米軍機の飛行差し止めは実現していません。また艦載機を載せてくるのは原子力空母であることの危険性もまだまだ充分に知られているとは思えません。私はこの艦載機による爆音被害裁判闘争の経過と原子力空母の問題を護憲大会に集まった人たちと交流したいと思い、翌15日の第1分科会の「非核・平和・安全保障」に住中さんとともに参加しました。

第1分科会では軍事評論家の前田哲夫さんから問題提起と、沖縄平和運動センターの大城事務局長から沖縄の現状について報告を受けた後質疑に入りました。参加者からは「行政改革の中で防衛費は縮小されてきたが、安倍内閣から防衛費が増やされている」ことの質問があり、前田氏から「5兆円を越す要求が出されており、増加している。これは日米協力の拡大が装備面で表れている」と答えがありました。そのほか、「中国が南沙諸島に人工島を作っている問題で質問があり、「人工島はどここの国でも作っているが、中国は派手なので特に目立っている。もともと南沙諸島はフランスが領有していたが、その後日本が占領したものであり、大戦後日本が放棄したもの。その後の領有権で各国が争っている」と南沙諸島の歴史について述べられ、日本とのかかわりを知ることができました。

第1分科会は午前中で終わりましたが、午後から基地ネット分科会が別会場で開かれ、そちらにも参加しました。こちらでも前田哲夫氏の「戦争法と基地問題」の問題提起があり、「安保条約第5条は個別自衛権について書かれ、第6条で米軍に対する基地の使用について書かれている。日本の防衛について米軍から寄与は受けるが、米軍には基地の使用という授与を与えることでバランスをとっている。米国の自衛権のため日本の基地の使用を認めている。戦争法による集団的自衛権を認めるならば、第5条は不要となる」と話された。そうなのかと思いました。その後各地から戦争をさせない100人委員会活動やオスプレイ問題、基地問題についての活動報告がなされました。私も厚木基地裁判の経過について報告をしましたが、他の基地訴訟団からの参加がなかったようで発言がなく、少し残念でした。貴重な第52回護憲大会に参加をさせていただき、ありがとうございました。お礼を申し上げます。

## 裁判はまだ続いています

裁判は今後最高裁が決着するまで続きます。今後ともよろしくご協力お願い申し上げます。



なお、10月11日の臨時代議員総会で決定致しました賠償金過去分の支払いにつきましては、各人にお通知しておりますが、書類の不備（提出期限後、間違い、記入漏れ）などで書類の返送が多々来ており、この分については、2016年の1月以降の振込になりますのでご了承下さい。

また、振込当日は、午前中いっぱいかかるため、振り込み確認は午後からお願いします

# 「静かな空」へ不屈の闘志

## 厚木基地訴訟 故藤田栄治さん 7000人率い、「希望」最後まで

平和の闘士が81年の生涯を閉じた。厚木基地の騒音を巡る裁判で、7千人の原告を率いた藤田栄治さん。9月に永眠。関係者は、大



オスプレイの厚木基地初飛来への抗議集会で演説する藤田さん。沖縄の仲間から贈られたかりゆしウェアを大事に着ていた。昨年7月15日、大和市長上草柳。控訴審初公判で法廷に向かう藤田市長(右)。意見陳述で仲間への哀切を語り、「被害を根本的に防ぐには米軍機の飛行差し止めしかない」と訴えた。昨年11月27日

和市中で「慰ぶ会」を開き、「静かな空」の回復へ思いを新たにしていた。

だれもが復活を信じていた。演説の遺影には、立場を離れて愛された柔和な物腰が浮かぶ。晩秋の追慕の会で、老いも若きも、感謝と喪失の無念を述べた。「藤田君を得て我々は幸



飛行差し止め実現/第四次訴訟勝利/空をかえせ!

運でした。知性と優しさと不屈の闘志が、この国を確実に変えた」。長老格の浜崎重信さん(95)は語る。

### 「住めばわかる」

4次訴訟判決は、日本で初めて自衛隊機の飛行差し止めを命じ、将来分の損害賠償をも認めた。被害人口300万人。くらしの改善へ、確実に前進した。

横浜生まれ。空襲で大和に移り住んだ少年は、敗戦で軍国主義がたためと知る。中学時代、漫談のような語り、いつも人だかりができた。同級生(80)は「みんな家族と死に別れ、貧しいうえに、常識もひっくりかえった。痛みを忍んで前を向くしかない。藤田に救われたよ」という。

横浜市職員となり、労組を通じ平和運動に携わる。全日本水道労組委員長として、現代に通じる循環型の水政策を提唱。退任後、地

元の基地問題に尽くした。滑走路の真北で70年間くらし、飛行直下での騒音と事故の恐怖。判決が降り返す「違法状態」と認定しても、治まらない。「防衛に必要だから米軍基地だから国はいろいろ、住めばわかる。『殺人的』なんだよ。戦時と同じ、権力が人権を奪って平気だ。民をなめるなどいいない。取材に答える言葉は鋭利だが、口調は穏やかだった。

### 口癖「いいねえ」

4次訴訟は異境を越え、東京都町田市でも原告を募った。当初は激しい被害地域なのに集まらなかった。裁判は難しく、敬遠されるのだ。団長がひたすら説明

して歩き、104人の支部が誕生した。新井真知子支部長(89)は「藤田さんと話すと、みんな安心できるんです。わかりやすく、歩みと見識に裏打ちされた重みもあって、ふつうの主婦が納得して裁判できる」と驚きで「いいねえ」といふ。

口癖は「いいねえ」。人をほめ、各自が得意な分野を自在に任せ、責任は自分が負う。パソコンとカメラが得意な野口豊事務局長(83)は、記録撮影とニュース編集を頼まれた。「眼力があった。よさを引き出し、難しいこといわない。みんな、生きがい感じてうれしくなるんですよ」

たいな人でした。みな大好きになり、厚木に学び、日本を変えていくつながりが増えてきた」と感謝する。多忙な中で、妻を自宅で介護した。「いとおしくてよお」と、自ら病に倒れるまで、洗濯や食事の世話を

### 8年続く4次訴訟、30

0人以上の原告が鬼籍に入った。一方、軍用機は今も住宅密集地を飛び、新鋭機の飛来など基地機能を強める動きが続いている。団長が追い求めた「当たり前前」の「くらし」はまだ遠い。

今年に入って首に痛みを感じ、春に末期の食道がんとわかった。5月の入院の前日、なじみのスナックで仲間と大好きなカラオケを楽しんだ。おはこは「無責任一代男」だった。病床で判決の報告を聞き、絞り出すような小聲で「よかった」と繰り返したという。

8年続く4次訴訟、300人以上の原告が鬼籍に入った。一方、軍用機は今も住宅密集地を飛び、新鋭機の飛来など基地機能を強める動きが続いている。団長が追い求めた「当たり前前」の「くらし」はまだ遠い。

9月7日に急逝がんだため81歳で死去した第4次厚木基地騒音訴訟原告団長・藤田栄治さん(81)を偲ぶ会が18日、大和市内で営まれ、約80人が集まった。参列者は「静かな空を取り戻したい」と長年にわたって活動した藤田さ

### 藤田栄治さん しのぶ

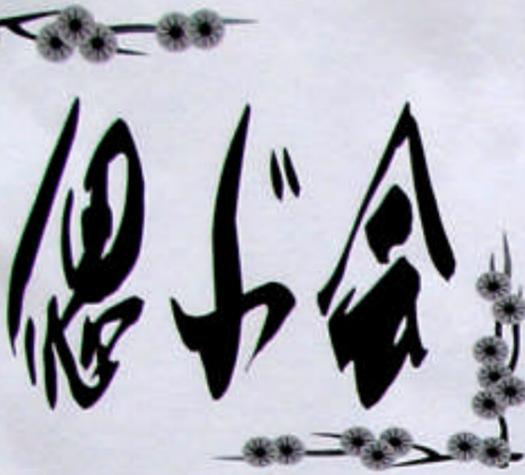
大和 功績たたえ、活動継承誓う

9月7日に急逝がんだため81歳で死去した第4次厚木基地騒音訴訟原告団長・藤田栄治さん(81)を偲ぶ会が18日、大和市内で営まれ、約80人が集まった。参列者は「静かな空を取り戻したい」と長年にわたって活動した藤田さ

藤田さんは、航空機騒音や基地撤去を訴える市民団体「厚木基地騒音防止期成同盟」の委員長を務め、第4次訴訟では横浜地裁で2014年5月、約7000人の原告とともに、「藤田団長の遺志を継ぎ、活動を継いでいこう」と改めて誓い合った。【長岡一】



横浜地裁で第4次厚木基地騒音訴訟原告団に勝利を報告する藤田栄治さん(2014年5月21日)



東京新聞 15.11.20

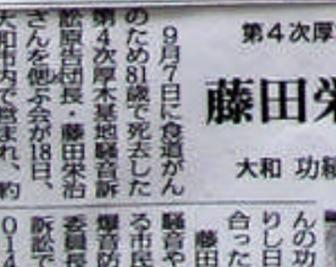
# 藤田団長を偲ぶ会新聞特集

米軍厚木基地騒音訴訟「闘い引き継いでいく」藤田さんのふ会

米海軍厚木基地(大和・綾瀬市)周辺の騒音解消に取り組み、九月に八十一歳で他界した第四次厚木基地騒音訴訟原告団長の藤田栄治さんをしのぶ会が十八

日、大和市内で開かれた。原告や基地問題に取り組み関係者ら約八十人が出席し、遺影を囲むように花が飾られた祭壇に献花した。

れらを引き継いでいくことが私たちに課せられた仕事と思つたと話した。原告団の相沢義昭事務局長(80)は「われわれは精いっぱい最前線での闘いを勝利していかねばならない」と述べ、爆音のない生活を望むことと遺志を受け継ぐことを誓った。(寺岡秀樹)



しのぶ会でありつづる金子市議・大和市長